

## 所得税などの申告は e・Taxをご利用ください

国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出できます。

また、マイナポータルを連携すると控除証明書などの必要書類のデータを申告書へ自動で入力することができます。

※マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンがあれば利用できます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

### ● e・Taxを利用するメリット

・ 税務署へ行かなくても自宅から申告が可能。

・ 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出や提示が不要。

※法定申告期限などから5年間は、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。

・ 自宅からe・Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付。  
・ 確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能。

※メンテナンス時間を除く。

問 湯浅税務署 ☎ 63・5351

## 軽自動車の新車購入時の手続きが オンラインでできるようになります

● 新車購入時の軽自動車保有関係手続きが対象に

パソコンからインターネットで24時間365日いつでも、軽自動車の新車購入時に各種申請や納付ができるサービス「軽OSS（軽自動車ワンストップサービス）」が令和5年（2023年）1月から始まります。

### ● 注意

・ 二輪・原付・小型特殊は、OSS申請の対象外です。  
・ スマートフォン・タブレットからの申請はできません。

※詳細については、専用ダイヤルに  
お問い合わせください。

問 軽自動車OSS専用ダイヤル

☎ 050・3364・0800

## 車検時の納税証明書が 原則不要になります

● 軽自動車税（種別割）の納税確認の電子化

軽自動車の車検（継続検査）時における軽自動車税（種別割）の納付については、納税証明書を提示する方法で行われていましたが、令和5年（2023年）1月から軽JN

KS（軽自動車税納付確認システム）が始まることにより、軽自動車検査協会が軽自動車税（種別割）の納付状況を確認できるようになります。

そのため、納税証明書を提示しなくても車検を受けることができるようになります。

### ● 注意

次の場合は、納税証明書の提示が必要となりますのでご注意ください。

・ 軽自動車税（種別割）の納付直後など、軽JNKSで納付確認ができない場合

・ 対象車両に過去の未納がある場合

問 税務課（吉備庁舎）

## ありがたわ防災・行政ナビの登録を



防災無線の放送内容やハザードマップ、緊急情報を確認できます。お出かけ先でも有田川町の情報をチェック！  
「ライフビジョンアプリ」をインストールしてください。無料で利用できます。



iOS  
(iPhone)



android  
(スマートフォン)